

【追加申請】「有機資材登録 申請一覧表」記入ガイド <有機飼料・有機畜産物>

登録申請が必要な資材の種類と提出書類について、申請一覧表の「使用の理由等」の番号(①～⑥)ごとに掲載しました(1～3ページ)。

(資材登録ではなく個別の事前確認が必要な資材、資材登録不要な資材についても掲載してあります。)

4ページは、「有機JAS適合資材リスト」について紹介しています。

申請一覧表【記入例】を参考にしてお記入ください。

①採草地、飼料作物圃場、放牧地、野外の運動場などに使用する資材 (肥料及び土壌改良資材など)

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|---|--|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥 ・ボカシ ・スラリー ・葉面散布剤 ・活性液、栄養剤 ・肥料 ・土壌改良資材 ・米ぬか ・稲わら ・融雪剤 ・石灰 等 | 有機畜産物の日本農林規格「別表1」 すべて自家製を含む 融雪剤についても、有機的管理の一環として証明書が必要 | 「原材料」「製造工程」 「日付」が明記された 証明書 |

②サイレージ調製用資材

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|------------|--|-----------------------------------|
| サイレージの発酵助剤 | 有機飼料の日本農林規格「別表1」(調製用等資材)に限る 収穫時もしくは収穫後に使用する散布剤(乳酸菌等)を含む | 「原材料」「製造工程」 を確認できる資料 (日付入り) |

③飼料添加物・購入飼料

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|-------------------|---------------------------------|---|
| 飼料添加物・副資材 購入飼料 | 有機飼料の日本農林規格 第4条「原材料」 使用割合に注意 | 「原材料」「製造工程」を確認できる資料 (日付入り) 非遺伝子組換え証明書(日付入り) (大豆、とうもろこし、ばわいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜(糖蜜を含む)、パパイヤ) |

④輸入有機飼料

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|--------|--------------|------------------|
| 輸入有機飼料 | 同等国からの輸入品に限る | 生産国におけるオーガニック証明書 |

⑤施設で使用する資材（有害動植物防除・清掃消毒）

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|---|--|--------------------------------|
| 各種施設で使う 有害動植物防除用 の薬剤 (防虫・防鼠など) | 有機畜産物の日本農林規格「別表2」(農薬)と 「別表10」(薬剤)のみ使用可能 ★市販のエアゾール式、吊り下げ式の殺虫剤は、 おおむね使用不可なので要注意！！ ◎物理的な捕獲器(ネズミ捕り用の罠、粘着シート等)に ついては登録不要 | 商品仕様書もしくは 安全データシート |
| | 専門業者へ委託する場合 | 有機的管理についての契約書 使用薬剤の成分のわかる書類 |
| 殺鼠剤 | 畜舎・家きん舎でのみ使用可能 | 商品仕様書もしくは 安全データシート |
| 畜舎・家きん舎の 清掃・消毒用の薬 剤 | 有機畜産物の日本農林規格「別表4」(清掃又は消 毒用薬剤)に限る | 商品仕様書もしくは 安全データシート |

⑤-2 施設で使用する資材のうち登録不要な資材

| 資材の種類 | 確認のポイント | 必要な書類 |
|-------------------------------|--|-------|
| 機械・器具の洗浄剤 (登録不要) | 機械・器具類の洗浄・殺菌などには、特段の制限がないため 洗浄剤、殺菌剤、電解水、オゾン水などを使用可能 ただし、洗浄・殺菌後に、薬剤が残らないように水で洗い流すこと | なし |
| 搾乳施設・器具の 洗浄剤・殺菌剤 (登録不要) | 有機畜産物の日本農林規格「別表4」に「搾乳施設のための洗浄及び消毒製品」として広く定められているため、使用する洗浄・殺菌の薬剤に制限なく使用可能 | なし |

⑥家畜・家きんに直接触れる資材

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|--|---------------------------------------|-------------------|
| 「獣医師以外」が動物に使用する薬剤 動物の出産時に使用する資材 その他動物に直接使用する資材 | ◎獣医師が使用する薬剤など、病気・けがの迅速な治療に使用する薬剤は登録不要 | 商品仕様書もしくは安全データシート |

重要: 資材登録ではなく、事前に個別の確認が必要な資材

| 資材の種類 | 確認のポイント | 提出が必要な書類 |
|-------|---|----------|
| 燻蒸材 | ★倉庫・乾草庫などの薬剤燻蒸は原則的に禁止 行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談 | |
| 空気殺菌 | 衛生管理のための薬剤自動散布機 機械などを導入して行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談 | 機械の仕様書 |
| 洗卵機 | 卵の洗浄に使用する薬剤は、有機畜産物の日本農林規格「別表11」(調製用等資材)に限定 「オゾン水」、「次亜塩素酸ナトリウム」など、何らかの「処理」を行った水を使用する洗卵機の場合には、事前に ACCIS に確認・相談 ◎水道水など、飲用適の水であれば登録不要 | 機械の仕様書 |

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材について

有機 JAS に関する Q&A の改正(2021 年 10 月)に伴い、登録認証機関および農林水産省のホームページで公表された「**有機 JAS 適合資材リスト**」に掲載の資材については、全ての有機 JAS 事業者が、証明書の取り寄せ不要で利用できるようになりました。

このため「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材については、資材登録の際、「有機資材登録 申請一覧表」へのご記入は必要ですが、資材証明書の提出は不要になります。

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載資材の資材登録申請方法

農水省ホームページの「有機資材リスト掲載一覧表」に掲載されていることを確認する
(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html)

農水省 資材リストで検索



「有機資材登録 申請一覧表」に資材名・メーカー名を正確に記入する



申請一覧表の「資材リスト掲載」の欄に「○」を記入する